



申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、「マイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

本人確認書類

★マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

★マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちではない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限りです。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることが確認できる書類》

- 運転免許証 ●パスポート
 - 公的医療保険の被保険者証 ●障害者手帳等
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、国税庁HPで確認できます。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

■問い合わせ 甲府税務署 〒400-8584 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎
☎055-254-6105（代表）（自動音声でご案内しています。）

平成28年中に土地・建物を譲られた方へ

確定申告の前に譲渡のお尋ねを

「譲渡のお尋ね」って？

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく、交換した場合についても、同様に申告をしなければ、税法上の特例が受けられませんが、譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談会を行います。

確定申告時ではなく、必ず事前の相談会にお越しください！

確定申告の期間中は申告会場が混雑するため、この「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、**2月から行われる市の「確定申告受付」に対応することができません。**
なお、税務署に直接申告させていただきます。

れる方や税理士などに依頼される方のお越しは不要です。
※内容により税務署にご案内する場合がございますので、「了」承下さい。

■日時

1月12日（木）・13日（金）
午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時

■場所

市役所1階 防災会議室

■対象者

土地・建物などを譲渡あるいは、交換された方で市に住民登録のある方。

※市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をしますが、その通知の有無に関わらず土地・建物などの譲渡があった方はお越しください。

■持ち物

売買契約書・取得費や売買に要した費用の領収書など

■問い合わせ

税務課 市民税担当
（内線1533～1555）